

龍谷大学法科大学院に対する認証評価結果の付記事項に関する検証結果

検証結果

貴大学法科大学院から提出された検討結果報告書等を検証した結果、貴大学法科大学院が実施している一単位演習科目の適切な運営、単位設定の妥当性についての検討状況について、一定の取組みが認められると判断される。

ただし、検討結果報告書が述べるように現段階で講じられている措置は、当面の対応であり、現在、貴大学法科大学院においては一単位演習科目の二単位化を含むカリキュラム改革について、さらに検討を進めているとのことであるので、なお今後もこの改正の推移を見守るものとする。したがって、本協会は、引き続き次年度も、これらの検討状況が十分に把握できる資料を含む検討結果報告書等の提出を要請する。

総 評

(1) 検討結果報告書等の提出要請の趣旨

本協会は、2009（平成 21）年度の本協会法科大学院認証評価結果に対して、貴大学法科大学院に対し、「講義と演習の一体化」という構想のもとに、一単位科目として開講されている法律基本科目の演習科目については、2009（平成 21）年度のカリキュラム改正以降の開講状況等を検証する必要があるため、同科目の各年度の開講状況および貴大学法科大学院における検討状況をまとめた報告書を2014（平成 26）年度まで毎年提出するように要請した。

すなわち、本協会法科大学院認証評価結果において、貴大学法科大学院に対し、以下のような対応が求められていたところである。

貴法科大学院において「講義と演習の一体化」を意図して開設されている「公法演習」 「公法演習」をはじめとした一単位の演習科目については、現段階において大学設置基準の定める単位制の趣旨に反するものとはなっていないが、運用によっては単位制の趣旨に照らして疑義が生ずることが十分に予想される。また、そのような状況に至った場合、それは結果として、修了要件単位数に占める法律基本科目の修得単位数の増加、修了要件の加重化を実質的に意味することにもなり、適切ではない。そのため、今後一単位科目として維持するのであれば、2009（平成 21）年度以降の新カリキュラムの下で、初期の意図を実現するための制度的な担保措置を確実に講ずる必要がある。また、そうした単位設定の妥当性について改めて検討することが強く求められる。

(2) 2010（平成 22）年度に提出された資料

前記の判断を受けて、貴大学法科大学院より、2010（平成 22）年 10 月末までに、「2010

(平成 22)年 龍谷大学法科大学院一単位科目として開講されている法律基本科目の演習科目にかかる開講状況ならびに検討状況報告書(以下、「検討状況報告書」とともに、以下の資料が提出された。

すなわち、「2009年度(平成 21年度)第 20回教務委員会議事録抜粋」「2009年度(平成 21年度)第 23回教務委員会議事録抜粋」「2010年度(平成 22年度)第 8回教務委員会議事録抜粋」「2010年度(平成 22年度)第 11回教務委員会議事録抜粋」「2009年度(平成 21年度)第 18回教務委員会議事録抜粋」「2010年度SYLLABUS講義概要・授業計画、2010年度後期演習ガイド【2年次科目】」である。

(3) 本協会法科大学院認証評価委員会による検証内容

本協会法科大学院認証評価委員会では、上記の検討状況報告書および資料を慎重に検討した結果、一単位演習科目の実施等にかかる検討状況には、現在までに下記のような一定の取組みが認められると判断した。

法律基本科目において一単位演習科目を開講することの相当性については、一単位演習科目が当該講義の復習ないし補充を目的として行われ、事前の準備を特に要せず、二時間の授業時間に対して一時間の自主学習しか要求していないものである。よって、貴大学法科大学院としては、一単位演習科目として開講することが相当であると改めて判断している。一方で同時に、2009(平成 21)年度の本協会法科大学院認証評価結果において指摘された問題点を重く受け止め、可及的速やかに適切な対応を行うこととし、検討を進めてきている。現在までの検討状況については、以下のとおりである。

貴大学法科大学院は、2009(平成 21)年度末および2010(平成 22)年度10月開催の教務委員会において、一単位演習科目の開講実態に基づき、改めて検討作業を行っている。この結果、現時点においては、一単位演習科目について単位制の趣旨に沿った運用がなされており、問題が存しないことを再確認している(「第 20回教務委員会議事録」「第 23回教務委員会議事録」「第 8回教務委員会議事録」「第 11回教務委員会議事録資料」)。

ただし、認証評価結果が要求している将来の「運用」をも含めた「制度的な担保措置を確実に講じる」ためには、一単位演習科目のあり方について抜本的に見直すことが必要であるとの結論に至っている。

そのため、当面の対応として、「2010年度SYLLABUS講義概要・授業計画」や「演習ガイド」等において、すべての一単位演習科目について「本演習は、一単位科目である。そのことに留意して、ゼミ参加者に過剰な負担となることは極力回避する」旨の文言を挿入し、単位制の趣旨を徹底している。2010(平成 22)年度の一単位演習科目は、「憲法演習」(開講クラス数 2)、「憲法演習」(開講クラス数 2)、「民法演習」(開講クラス数 2)、「民法演習」(開講クラス数 3)、「民法演習」(開講クラス数 3)、「商法演習」(開講クラス数 2)、「商法演習」(開講クラス数 3)、「刑事法演習」(開講クラス数 2)、「刑事法演習」(開講クラス数 3)であるが、検討状況報告書およびシラバスからは一単位演習科目の開講趣旨(単位制の趣旨)に応じたものとなっている(「検討状況報告書」「第 18

回教務委員会議事録資料」「2010年度SYLLABUS講義概要・授業計画」。

さらに、現在、一単位演習科目の二単位化を含むカリキュラム改革について、検討を進めているところである（「検討状況報告書」）。

（４）本協会法科大学院認証評価委員会の検証結果

本協会法科大学院認証評価委員会は、上記の状況から、貴大学法科大学院においては、この一単位演習科目の問題について一定の取組みがなされていることが認められるものの、「検討状況報告書」で述べられているように、現在の対応は当面の対応であり、現在、一単位演習科目の二単位化を含むカリキュラム改革について、さらに検討を進めているところであるとのことであるので、なお今後もこの改正の推移を見守るものとする。したがって、本協会は、引き続き次年度も、これらの検討状況が十分に把握できる資料を含む検討結果報告書等の提出を要請する。